

質問書に対する回答 10

件名) 関越自動車道 入間川橋床版取替工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問に対する回答 4 番号 2</li> <li>・特記仕様書25-3-2</li> <li>・技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 4-2 提案の対象 4-3 提案の着眼点③</li> </ul>	<p>質問に対する回答 4 番号2にて、「特記仕様書25-3-2に示す作業内容は全て床版取替工Aに含まれるものとします。」とのご回答を頂きました。 特記仕様書25-3-2には「仮設拡幅鋼床版設置工」が含まれておりませんが、床版取替工Aを提案の対象とする 技術提案評価項目 3 の4-3 着眼点③土工部及び橋梁部の拡幅部の縮減 に対して、仮設拡幅鋼床版の構造の工夫によって橋梁の拡幅部を縮減する提案を行った場合、評価の対象となりますでしょうか。</p>	<p>床版取替工A以外の構造、施工計画を変更することによる提案は評価の対象としません。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問に対する回答 4 番号 2</li> <li>・特記仕様書25-3-2</li> <li>・技術提案における施工条件書 技術提案評価項目3 4-2 提案の対象 4-3 提案の着眼点②</li> </ul>	<p>質問に対する回答 4 番号2にて、「特記仕様書25-3-2に示す作業内容は全て床版取替工Aに含まれるものとします。」とのご回答を頂きました。 特記仕様書25-3-2には「車線運用切替工」が含まれておりませんが、床版取替工Aを提案の対象とする 技術提案評価項目 3 の4-3 着眼点②の内容から、車線運用切替工の工夫による車線切替回数の縮減は評価の対象となりますでしょうか。</p>	<p>床版取替工A以外の構造、施工計画を変更することによる提案は評価の対象としません。</p>